

賠償協議会の運営に関する件

昭和二年四月六日
終連賠償部

不^レの^レこ逐行
中央、地方を通ずる司令部側の賠償実施準備体制の整備、地方
政事務局及び都道府縣よりの賠償協議会委員、幹事等の進達が
次まとまりおること並びに賠償実施段階の遠からず到來すべき
と等を勧采し、この際現在まで準備を進めることとする。
取扱左記の措置を講ずることとすると。
記述は賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
山中、中央賠償協議会についてはその後における関係各省の人事異
動、民間關係者の資格審査等の事情を調査したる上速に人事選
山に司^レ令部了^レへ^レの^レを^レ了^レへ^レ。都道府縣賠償協議会に^レついては地方行政事務局及び
中央、地方及び都道府縣賠償協議会に^レついては地方行政事務局及び
都道府縣より委嘱する措置を採ること。都道府縣賠償協議会に^レついては地方行政事務局及び
地方及び都道府縣賠償協議会会長の下に事務局を組織する。

昭和二一、一二、一七國係各省打合決定事項「地方及び都道府
縣賠償協議会組織及び運営要領」（別紙甲号）につき閣議の了
解を取付けること
地方制度改革に伴う地方賠償協議会等の措置については別紙乙

裏面白紙

裏面白紙

本号にて案による別途議案を作成し速に運営に付する件一に關連する予算措置に
ては、賄賂協議会の運営に付する件一に關連する予算措置にへ

「びの魔道」

工組運營司主

(四) 事務局に設置することを置くことと
當該地方行政事務局主務官
當該地方行政事務局所管都
道府縣主務部長
當該區域を連絡する終戰連絡地
該區域とする主務官

裏面白紙

(4) 同地
方商工局長
同鐵道局長
同海運監理部長
同財務局關係部課長
同稅關關係部課長
同鐵道局關係部課長

(3) 行同道
石、の場
合にお
いて同
一地方
は適宜
行政事務
局長官、
終戰連絡
地方事務
局長とす
る民間幹
事の一
部を所管
する幹事
長官、副
會長は當
該地方事
務局長とす
る。

(4) 及當
るこ
なび
幹地
方行政
事務局
長官は能
ふ限り
速かに委
員、臨時
委員、
幹事長一
人を選
び併せて上
申すること
を含む。

905

(1) 都道府縣賠償協議會を勘案して主要都道府縣に設置することとし差當り左の都府縣に設くること

(2) 同會は左の委員及び幹事をもつて組織すること
な必要あるときは臨時委員を置くこと

(1) 當該都府縣を連絡擔當區域とする終戰連絡地方事務局長
委員
幹事
主務官

(2) 當該都道府縣管轄財務局國庫課長、管財事務官
同稅關關係課長又は支署長
同地方商工局關係課長及び出張所長
同鐵道局關係課長及び管理部長
同海運局（海運監理部を含む）關係課長及び海運支局長

～(3)(2)(1) (2) 同上
有財產部長
同稅關關係部長
同地方商工局關係部長
同鐵道局關係部長
同海運局（海運監理部を含む）關係課長及び管理部長

(一) 運營

(1) 地方要領

(1) 協議會の運營は概ね左による
所長及び都道府縣賠償議會の事柄に應じ隨時全體會議、委員會分
措管關係官廳間の指示事項

(2) 賠償施設撤去作業に關する隨意契約の締結及び請負業者
の割當、勞務對策輸送等の具體

(2) (3)

同會の會長は當該都府縣の長官とする
該都府縣の長官は能ふ限り速やかに副會長、委員、臨時
委員及び幹事の人選を行ひ中央に上申すること
なお官廳側幹事の中より幹事長一人を選び併せて上申す
ること

(4) (5)

民幹事

當該都府縣關係課長

(1)

(2) (1) 地方協議會の審議を経るを適當と認める事項
當該地方行政事務局所管都道府縣の賠償事務にして數個の
都道府縣に關連ある事項
都道府縣賠償協議會の設置なき縣における賠償事務にして

一 賠償施設撤去作業協力會」指道下に属する事項
その他協議會の審議を経るを適當と認める事項
當該地方行政事務局所管都道府縣の賠償事務にして數個の
都道府縣に關連ある事項
都道府縣賠償協議會の設置なき縣における賠償事務にして
地方協議會の議を經るを適當と認める事項

地方制度改革に伴う地方賠償協議会の措置に関する件

昭二十二年
正月八日